

# 豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程

平成27年 9月 2日制定

平成28年 4月 1日改正

平成29年 1月11日改正

平成30年12月 1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則（以下「学則」という。）に基づき、保健医療学部看護学科における授業科目の履修、単位及び成績等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、実習科目については、別に定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則別表1-2のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、学則第10条に定めるところにより、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 1年間に履修できる単位数の上限は、系統的かつ総合的な学修を考慮し、48単位とする。ただし、集中講義は含まないものとする。

(卒業要件)

第4条 卒業の要件は、学則第30条に定めるところによるものとし、4年以上在学し、126単位以上を修得することとする。

(成績評価)

第5条 履修登録した授業科目の成績評価は、試験等により行う。

2 成績評価は学則第11条に定めるところにより、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。不合格が確定した科目については、単位を認定しない。

3 成績評価の評価基準及びGrade Point Averageによる評価に当たり成績評価に与えられるGrade Point（以下「GP」という）は以下のとおりとする。

成績評価	成績評価基準	GP
秀	100～90点	4.0
優	89～80点	3.0
良	79～70点	2.0
可	69～60点	1.0
不可	59点以下	0.0
認	単位認定科目	—

4 保健師選択コース、助産師選択コースの学生が履修する自由科目の成績評価は、GPA算出の対象としないものとする。

5 学則27条により、学期の途中で除籍処分となった場合は、その時点で全科目の成績を無効とする。

(試験)

第6条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、筆記試験、レポートその他の方法により、これを行う。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は、原則として各授業科目が終了する学期末に、一定の期間を定めて行うものとする。ただし、早期に終了した授業科目にあっては、適宜行うことができる。

2 定期試験の受験資格は、講義・演習科目については授業実施回数の2/3以上出席した者、実技科目については4/5以上出席した者とする。

(追試験)

第8条 病気その他公欠等のやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者には、追試験を行うことができる。

2 追試験を受けようとする者は、原則として欠席当日の翌日から3日（土日祝日を除く。）以内に欠席届

と必要書類を添えて、教務課に提出し指示を受けなければならない。

3 追試験の成績評価は、「優」を上限とする。

(再試験)

第9条 定期試験の成績評価において、到達基準に満たなかった者には、再試験を行うことができる。

2 必修科目については再試験を実施することとし、選択科目においては再試験を実施しない場合は単位を認定しない。

3 再試験受験者は、所定期日までに再試験の受験申請をしなければならない。

4 再試験受験者が合格した場合の成績評価は「可」とする。

(不正行為)

第10条 試験中に不正行為をした者には、学則第33条及び豊橋創造大学試験における不正行為者の処分に  
関する規程に基づき処分を行う。

(再履修)

第11条 単位を修得できなかった授業科目は、再履修することができる。

2 受講科目の単位を修得できなかった者が、当該単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い  
再履修しなければならない。

(単位の認定)

第12条 単位を修得するためには、講義・演習科目については授業実施回数の2/3以上、実技科目につ  
いては4/5以上出席し、かつ試験に合格しなければならない。

2 前項にかかわらず、臨地実習については臨地実習時間の4/5以上出席し、科目責任者が定める合格基  
準に到達することを単位修得の要件とする。

3 授業科目の成績評価は、試験その他の方法により科目担当者が行う。

4 単位の認定は、教授会の議を経て学長が認定する。

5 単位認定の会議は春学期と秋学期の2回開催する。

(既修得単位の認定)

第13条 既修得単位の認定は、学則 第12条並びに豊橋創造大学単位認定に関する規程の定めるところ  
による。

2 前項の規定による単位認定を受けようとする者は、単位認定申請書を、所定の期日までに教務委員長に  
提出しなければならない。

(進級)

第14条 各学年への進級は、豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程に基づくものとし、平成26年  
度以後に入学した者を対象とする。

2 平成25年度以前に入学した者は、4年次までは順次進級できるものとする。

(保健師選択コース)

第15条 看護学科に保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）（以下「施行令」という。）  
に基づく保健師選択コースを置く。

2 保健師選択コースの定員は15名とする。

3 保健師選択コースの履修条件は、2年次までに予定された「専門基礎科目（必修）」及び「専門科目  
（必修）」、基礎科目の「憲法」、「健康科学Ⅰ」、演習、実習の全ての単位を修得している者とする。  
なお、選抜方法は、別に定める。

(助産師選択コース)

第16条 看護学科に施行令に基づく助産師選択コースを置く。

2 助産師選択コースの定員は6名とする。

3 助産師選択コースの履修条件は、2年次までに予定された「専門基礎科目（必修）」及び「専門科目  
（必修）」、基礎科目の「倫理学」、「社会学概論」の全ての単位を修得している者とする。なお、選抜  
方法は、別に定める。

(経過措置)

第17条 「豊橋創造大学保健医療学部看護学科留年者の進級に伴う授業科目履修に関する運用の申し合わ  
せ事項」は、平成26年度以後に入学した者から適用する。

2 「豊橋創造大学保健医療学部看護学科における授業科目履修に関する申し合わせ事項」は、平成25年  
度以前に入学した者に適用する。

(成績評価の照会)

第18条 学生は成績評価に関して疑義が生じた場合、どのような基準・方法で成績が評価されたかについ  
て照会を求めることができる。

2 成績評価の照会を行おうとする者は、成績発表の日から1週間以内（最終日が休業日にあたるときは翌  
日まで）に「成績評価確認願（別紙1）」を提出しなければならない。

3 教務課は、「成績評価確認願」を受理したときは、授業担当教員に確認依頼を行うものとする。

4 確認依頼を受けた教員は、教務課を通して速やかに当該学生に回答を行うものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程細則に定めるところによる。

附則

1 この規程は、平成27年9月2日から施行する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項のGrade Point Averageによる評価の取り扱いは、平成26年度以後に入学した者から適用する。

附則

1 この規程は、平成29年1月11日から施行する。

附則

1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。